

大津市保健医療基本計画専門部会の設置について

1 専門部会の設置

現在、令和 7 年度から令和 1 2 年度までを計画期間とする「第 4 期大津市保健医療基本計画」を策定しております。本計画策定後は、計画に定める各種事業を着実に推進するため、医療関係団体、健康関連団体、行政などの保健医療に関わっているそれぞれの主体が連携を図るとともに、毎年度、取組ごとに設定した指標の達成状況等を把握し、進捗評価をすることが大変重要であると考えております。

大津市保健所条例第 7 条第 1 項において、「専門の事項を審議させるため必要があるときは、協議会の意見を聴いて、協議会に専門部会を置くことができる」と規定されていることから、保健医療基本計画の推進及び進捗評価に関する事項の審議を行うための専門部会を設置するものです。

2 専門部会の概要

（1）専門部会の名称

大津市保健医療基本計画専門部会

（2）専門部会の設置期間

専門部会の設置期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（予定）とします。

（3）専門部会の委員構成

委員 1 0 人以内

専門部会の委員は、大津市保健所条例第 7 条第 2 項の規定により、大津市保健所運営協議会の委員及び学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから市長が委嘱します。

委員構成については、本計画の策定に携わっていただいた団体様等へ別表のとおりご依頼させていただく方針です。

3 根拠法令

大津市保健所条例第 7 条第 1 項

別表 大津市保健医療基本計画専門部会委員（案）

連番	区分	委員依頼予定団体等
1	協議会の委員	大津市医師会
2		大津市歯科医師会
3		大津市薬剤師会
4		大津市健康推進連絡協議会
5		大津市食品衛生協会
6	学識経験のある者	公衆衛生
7	適当と認められる者	滋賀県がん患者団体連絡協議会
8		大津市訪問看護ステーション連絡協議会
9		全国健康保険協会滋賀支部
1 0		滋賀県健康医療福祉部

大津市保健所運営協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大津市保健所条例（平成20年条例第45号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき大津市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会に担任させる事項)

第2条 条例第7条第1項の専門の事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) おおつ保健医療プラン2019（第3期大津市保健医療基本計画）に関すること。
- (2) 次期大津市保健医療基本計画の策定に関すること。
- (3) 次期健康増進計画及び食育推進計画の策定に関すること。
- (4) 健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画に関すること。
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

(専門部会の設置基準)

第3条 条例第7条第1項の規定により専門部会を置く場合における基準は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に掲げる事項に係る専門部会

ア 当該専門部会は、おおつ保健医療プラン2019（第3期大津市保健医療基本計画）専門部会（以下「プラン専門部会」という。）と称する。

イ プラン専門部会は、委員10人以内で組織する。

ウ プラン専門部会の委員は、協議会の委員のほか、おおつ保健医療プラン2019に掲げる専門分野に係る知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

エ プラン専門部会の委員は、再任されることができる。

- (2) 前条第2号に掲げる事項に係る専門部会

ア 当該専門部会は、第4期大津市保健医療基本計画策定専門部会（以下「基本計画策定専門部会」という。）と称する。

イ 基本計画策定専門部会は、委員10人以内で組織する。

ウ 基本計画策定専門部会の委員は、協議会の委員のほか、次期大津市保健医療基本計画に掲げる専門分野に係る知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- (3) 前条第3号に掲げる事項に係る専門部会

ア 当該専門部会は、健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画策定専門

部会（以下「健康おおつ２１等策定専門部会」という。）と称する。

イ 健康おおつ２１等策定専門部会は、委員１０人以内で組織する。

ウ 健康おおつ２１等策定専門部会の委員は、協議会の委員のほか、健康増進計画又は食育推進計画に係る知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(4) 前条第４号に掲げる事項に係る専門部会

ア 当該専門部会は、健康おおつ２１（第３次計画）・第４次大津市食育推進計画専門部会（以下「健康おおつ２１等専門部会」という。）と称する。

イ 健康おおつ２１等専門部会は、委員１０人以内で組織する。

ウ 健康おおつ２１等専門部会の委員は、協議会の委員のほか、健康増進計画又は食育推進計画に係る知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

エ 健康おおつ２１等専門部会の委員は、再任されることができる。

(5) 前条第５号に掲げる事項に係る専門部会

ア 当該専門部会の名称は、その都度定める。

イ 委員の数は、当該専門の事項について審議するのに必要最低限の数とし、１０人を超えてはならないものとする。

ウ 必要に応じ、委員は再任されることができるものとする。

（専門部会の設置に係る意見聴取）

第４条 市長は、専門部会を設置しようとするとき、又は専門部会の委員を委嘱しようとするときは、あらかじめ協議会の会議に諮り、その意見を求めるものとする。

（その他）

第５条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要領は、令和元年５月２１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。